

附帯税 納税に関するペナルティー 平成29年から少し厳しくなります

附帯税は、申告・納税が正しくなされない場合に課せられるものです。平成28年度税制改正で、従来よりも厳しくなる方向で改正され、平成29年1月1日以降の申告期限到来分から適用されます。(地方税では附帯金と言い、同様の改正がされました)



1 加算税 (国税 不足額に対するペナルティで一部改正あり)

(1) 過少申告加算税

申告期限内に提出した申告書の納税額が過少だった場合、不足額に課されるペナルティです。修正申告を行うタイミングで各ケースにより、ペナルティの重さが違います。

ケース	加算税率	摘要
A 自分で気が付いて自主的に修正申告した場合	0%	ペナルティはありません(改正なし)。
B 税務調査の事前通知を受けた後、 <u>税務調査での指摘前に自主的に修正申告した場合</u> 現在は0%ですが、改正により加算税が課されます。	(現在) 0% ↓ H29より5%	H29からは、過少申告となった税額のうち、当初申告税額と50万円のいずれか多い方の金額に、5%の過少申告加算税が課されます。 例：当初申告した法人税額10万円、修正申告額70万円とすると不足60万円となり、50万円までの加算税は、 $50万円 \times 5\% = 2.5万円$ です。
	(現在) 0% ↓ H29より10%	改正により、当初申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分に適用されます。 上の例だと50万円を超える不足額に対して適用され、 $(60万円 - 50万円) \times 10\% = 1万円$ です。 (H29からは合計3.5万円の過少申告加算税となります)
C 期限内申告しており、税務調査により修正申告や更正があったとき(改正なし)。	10%	当初申告税額と50万円のいずれか多い額に対して適用。
	15%	上記を超える部分に適用。

(2) 無申告加算税

申告期限内に提出しなかった場合、本来の税金(=不足額)に課されるペナルティです。過少申告加算税よりも、5%ずつ重くなります。

(3) 不納付加算税(改正なし)

「源泉所得税」を期限内に納めなかった場合の不足額に対するペナルティです。ただし、過去1年間期限内に納付しており、かつ期限後1か月以内に納付すればペナルティはありません。上記に当てはまらない場合でも自主的に納付すれば加算税は5%ですが、税務署からの指摘による場合は10%になります。仮装隠蔽がある場合は不納付加算税に代えて重加算税35%が適用されます。

(4) 重加算税

仮装隠蔽がある場合、過少申告加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%が適用されます。さらにH29.1.1以降の申告について、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課されたことがあるときは、それぞれ10%ずつ重くなります。

2 延滞税 (国税 不足額に対する金利のようなペナルティで、改正無し)

納税が遅れた期間分だけ日割りで課されます。昨今の低金利で、最初の2か月は本来の7.6%ではなく現在2.8%となっています。しかし3か月目からはなんと14.6%で計算されます。

「偽りその他不正の行為により国税を免れた」場合でなければ、延滞税の計算期間は最長1年間ですが、重加算税が付く場合はその制限がないため、延滞税も極めて重くなります。

@ 11月の予定

- 11/10・10月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/30・9月決算法人の確定申告
 - ・12,3,6月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

